

令和2年(ワ)第7369号 不当利得・損害賠償請求事件

原告



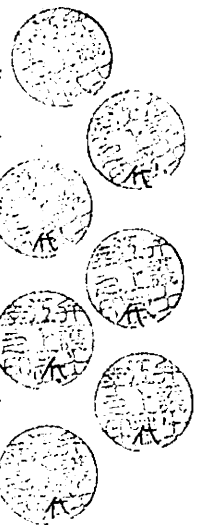
被告 株式会社読売新聞大阪本社

準備書面(3)

2021年(令和3年)2月26日

大阪地方裁判所 第24民事部1係 御 中

原告訴訟代理人弁護士	江	上	武	幸
同	毛	利		倫
同	小	林	正	幸
同	青	木	歳	男
同	田	上	普	一
同	佐	藤	潤	一
同	鍋	島	典	子



原告が主張する被告の押し紙行為について、次のとおり主張を補充する。

第1 被告の「押し紙」該当行為

1 はじめに

「新聞業における特定の不公正な取引方法」(平成11年公正取引委員会告示第9号)(以下、「新聞業特殊指定」という)の3項に定められている行為は、「押し紙」として独占禁止法に違反する違法行為である。そして、新聞業特殊指定3項に該当する行為は、一般的に、3

つの類型に分類される。

すなわち、

- ①販売業者が注文した部数を超えて供給する行為（「注文部数超過行為」）
- ②販売業者からの減紙の申し出に応じない行為（「減紙拒否行為」）
- ③販売業者に自己の指示する部数を注文させる行為（「注文部数指示行為」）

である。

被告は、原告が平成24年4月にY C [redacted] を引き継いだ当初から、平成30年6月に新聞販売店経営を辞めるまで、上記独占禁止法違反の「押し紙」行為を行ってきた。

本書面では、被告が行ってきた「押し紙」行為を上記類型ごとに説明する。

2 事実経過

(1) Y C [redacted] 店の経営引継時の押し紙

原告は、平成24年4月1日、広島県福山市のY C [redacted] 店を前経営者訴外 [redacted] から引き継いだ。引継ぎの際、被告読売新聞社の当該地域の担当者である [redacted] 氏と [redacted] 氏が立会い、訴外 [redacted] から同店の経営状況の説明を受けた。

当時、同店の実配数は本紙（統合）724部、本紙統合端証147部（内、値引き紙29部、サービス紙118部）、即売5部の合計876部であった。他方、被告新聞社から毎月送られてくる定数は1641部だった（甲A4）。そのため、定数と実配数の差765部のうちほとんどは、不要な紙（残紙）として毎日廃棄されていた。

原告は、担当●●氏に、1641部の定数を減らして実配数に近づけるように頼んだところ、担当●●氏は、上司に相談すると返事をした。

しかし、その後も、被告新聞社から送られてくる新聞の数は減らず、毎日1641部が送られ続けた。

(2) 平成24年(2012年)8月

残紙が減らされないまま4カ月ほどが経過し、原告は廃業を考え始めるようになった。原告が、被告新聞社に廃業したい旨を伝えると、Y C ●●の営業エリアの一部(福山市(●●4～8丁目、●●3～6丁目))を譲渡するので廃業を思いとどまるよう説得された。

(3) Y C ●●の引継ぎ

平成24年12月1日、原告は訴外●●氏から、Y C ●●のエリアの一部を引き継いだ。当時、Y C ●●の原告が引き継いだ地区の実配数は、本紙(統合)541部、本紙統合端証68部の609部という説明だった(甲A5)。

被告担当者●●氏は、原告が引き継ぐ●●の残紙は0にすると言っていた。

しかし、実際には、大量の無代紙(無料で配達する新聞)が含まれていた。

(4) 減紙の申し出

それ以降、原告は、被告担当者●●氏の訪店の際に、定数を減らしてほしいと伝え続けた。担当●●氏は、そのたびに販売店経営内容調査表を提出するようといったが、原告が調査表を提出しても「上司に相談する」というだけで、被告が減紙をすることはなかった。

販売店経営内容調査表は、1 カ月ごとの取紙（定数）、発証（実配数）、売上金額や部当たりの金額を記載した調査表であり、これを見れば原告がどれだけの残紙を抱えているのかは明らかだった。

(5) 平成26年以降

平成26年、Y C [redacted] 店の担当員が、[redacted] 氏から [redacted] 氏へ変わったため、原告は、[redacted] 氏に対してもたびたび「無駄な残紙を整理してください」と伝えた。

しかし、[redacted] は、その度に「なんとかするから少し待ってくれ」というだけで、いくら待っても被告は減紙をしなかった。

(6) 平成27年以降

平成27年に入り、被告担当 [redacted] から「取り紙を10部増やしてくれ」と言われ、同年2月から、注文部数が10部増えて2280部になった。

その後、原告がいくら求めても定数2280部が減ることはなかった。

(7) 平成30年

世間の新聞離れが止まらないまま、定数は減らしてもらえないのに、実配数は減り続けるという状況が続いていた。

平成30年4月2日、原告は、[redacted] 担当に電話で、残紙を減らさないのであれば、被告本社に内容証明郵便を送付すると告げた。

翌日、[redacted] は原告に、「いきなり整理できないので、次回の訪店で話をしましょう。お互いの妥協策を考えましょう」というショートメールを送った。

しかし、原告の定数は減らされなかった。

(8) 廃業

平成30年6月、原告は、これ以上残紙を抱えたまま経営をする

ことはできないと考え、Y C 〇〇〇店の販売地域を訴外〇〇〇氏に譲り、新聞販売店を廃業した。訴外〇〇〇氏に譲渡した際の定数は、本紙（統合）980部、本紙統合端証25部、即売8部であり、原告が被告から毎日送られてきていた定数2280部には到底届かない数だった（甲A6）。

3 被告の行為が「押し紙」に該当すること

(1) ①「注文部数超過行為」について

ア、「注文部数超過行為」の「注文部数」とは、原告準備書面（1）にも記載したとおりである。公正取引委員会は、「注文部数」について、「新聞販売店が実際に販売している部数に、正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えた部数」とした。そして、「正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等」については、新聞購読部数の2%を超えない範囲とされている。

予備紙等は、配達用の新聞が配達中に汚損した場合など突発的な事故に対応したり、新聞を取っていない家に試読紙として配るため、予備的に注文しておくという目的が主である。そのため、購読部数の2%あれば不足することはない。原告の販売店でも、予備紙等は実配数の2%で十分足りていた。

そのため、「注文部数」とは、実配数に予備紙等2%を加えた数をいう。

イ、原告が平成24年4月にY C 〇〇〇店を引き継いだ際、実配数は876部であったため、予備紙等の2%を含めても893部があれば十分足りており、「注文部数」は893部だった。それに対し、被告は原告に対し1641部を送っており、原告の販売店には、「注文部数」を超える新聞が毎日被告から送られてきて

いた。

その後も、被告から原告に対しては、「注文部数」を超える新聞が送られ続けた。平成29年1月以降平成30年6月までの間には、「注文部数」は1100部から1200部程度であったが、被告は原告に対して2280部を送り続けた。

ウ、よって、被告は、平成24年4月以降、原告が廃業するまで一貫して、「注文部数」を超える部数を供給し続けており、「注文部数超過行為」にあたる被告の押し紙行為が認められる。

(2) ②「減紙拒否行為」について

ア、平成24年4月、原告は、Y C 〇〇店を引き継いだ際、被告担当の〇〇氏に対し、定数の1641を減らしてほしいと頼んだ。これは、供給部数を減らしてほしいという意思表示なので、減紙の申し出である。

しかし、被告は、「定数」1641部を供給し続けた。減紙の申し出に対して「定数」を送り続ける行為は、原告の減紙の申し出を拒否する行為であるから、「減紙拒否行為」にあたる被告の押し紙行為である。

イ、平成24年12月にY C 〇〇の一部地域を引き継いだ後、平成25年以降、原告は、被告担当の〇〇氏に定数を減らしてほしいと度々伝え、減紙の申し出を行った。

しかし、被告は、「定数」を送り続け、原告の減紙の申し出を拒否した。そのため、被告は「減紙拒否行為」にあたる押し紙行為を行っている。

ウ、平成26年以降、担当が〇〇氏から〇〇氏へ変わってから、原告は、〇〇氏へ、無駄な残紙を整理してほしいと伝え、度々減紙を申し出た。

しかし、被告は、「定数」2270部を送り続け、原告の減紙の申し出を拒否した。そのため、被告は「減紙拒否行為」にあたる押し紙行為を行っている。

エ、平成30年4月、原告は、当時の担当者●●氏に対し、残紙を減らさなければ本社に内容証明郵便を送付するといつて減紙を申し出た。

当時の原告の定数は2280部であったが、この申し出後も原告に供給される定数は減らなかった。

そのため、被告は「減紙拒否行為」にあたる押し紙行為を行っている。

オ、定数を減らすよう伝える行為や、残紙を減らしてほしいと願い出る行為は、被告からの供給部数を減らすよう求める減紙の申し出であり、原告は、この減紙の申し出を幾度となく行ってきた。新聞社は、販売店から減紙の申し出があった場合には、その申し出に速やかに応じて減紙を行わなければならない。

しかし、被告は、契約期間中に原告が幾度となく減紙の申し出をしたにも関わらず、その後も従前どおりの「定数」を送り続けて減紙に応じなかった。

よって、被告は、原告に対して、「減紙拒否行為」にあたる押し紙行為を行っている。

(3) ③「注文部数指示行為」について

ア、被告と原告の関係は、一般的な新聞社と販売店の関係と同様に、新聞社側たる被告が圧倒的に強い立場にあった。そのため、「定数」に関しても販売店は自分の意思で決めることはできず、原告は、必ず被告の担当者と話し合っ被告の意向どおりの数字を定めなければならなかった。「定数」を定める段階で、すでに被告

の「注文部数指示行為」が行われていた。

平成24年4月、原告がY C大門駅前店を引き継いだ際、実配数と予備紙等2%を加えた必要部数はせいぜい893部ほどだったのに対し、実際に供給される部数は1641部とされた。原告は定数を1641から減らすよう求めたが、被告は、原告の注文部数を1641部から減らすことを認めなかった。結局、原告の定数は1641部のままとされた。

被告は原告に対し、「定数」を定めて仕入れる新聞の数を支持しており、被告の原告に対する「注文部数指示行為」があった。イ、毎月の注文部数についても、被告に決められた数を定数とするほかなかった。原告は仕入れる数を自由に定めることはできず、被告の原告に対する「注文部数指示行為」が行われていた。

ウ、平成27年2月、被告は、担当●●氏を通じて原告の注文部数を10部増やすよう指示した。原告販売店では、当時も残紙が必要な予備紙等の2%を優に超えていたが、被告に指示されたため、定数を10部増やして2280部とした。

原告が自由に決めるべき注文部数について、被告は担当者を通じて部数の指示をしている。

ゆえに、被告は原告に対して、「注文部数指示行為」にあたる押し紙行為を行っている。

エ、このように、被告新聞社と販売店の間には、販売店側が自由意思で注文部数を減らせない関係性が確立されている。被告新聞社は販売店側に対して「定数」を定め、また、新聞社の優越的な立場を利用して「定数」より少ない注文を認めない。販売店側は、新聞社に反抗すると様々な不利益を被るため、被告が認める注文部数を毎月注文せざるをえないという関係にある。

このように、被告が「定数」を決めてその変更を認めないという仕組みによって、被告は契約期間を通じて原告の注文部数を指示し続けた。

そのため、被告には原告に対する注文部数指示行為が認められる。

4 小括

原告の主張する被告の押し紙行為の概要は以上のとおりである。被告の押し紙行為は、減紙拒否行為のみに限られない。原告被告間では、新聞販売店契約の期間中を通じて、注文部数指示行為および注文部数超過行為が行われ、加えて減紙拒否が行われていたというのが実態である。



以上